

第 41 回おおの山城大文字まつり にぎわいブース出店要項

1. 日 時

令和 5 年 9 月 23 日（土・祝） 11 時 00 分～20 時 00 分

令和 5 年 9 月 24 日（日） 11 時 00 分～20 時 00 分

2. 会 場

瓦田駐車場内、にぎわいブース

3. 出店料について

（1）出店料

出店料は、8/22 に行われる出店説明会でお支払いいただくか、期日までにお振込みをお願いします。

キッチンカー 5,000 円/日 こども縁日・マルシェ 3,000 円/日

ワークショップ 3,000 円/日

※まつり中止になった場合は全額返金。

4. 出店区画と位置について

（1）出店区画（こども縁日・マルシェ）

2 間×3 間（3.6m×5.4m）テント一張り。区画からはみ出での営業・販売は認めません。

（2）出店位置

出店位置は、当委員会が指定します。

5. 当委員会の準備物等について

（1）備品関係（子ども縁日・マルシェ）

以下の備品は当委員会が準備します。

品名	備考
テント 2 間×3 間（2K×3K）	3.6m×5.4m
長机	1 店舗につき×2（サイズ 450mm×1,800mm）
パイプ椅子	1 店舗につき×2

（2）電気関係

1 店舗（1 ブース）につき、ソケット・コンセントを 1 か所設置。増設する場合は有料となります。電気使用については、P3 の「8. 電気の使用について」をご覧ください。

電気器具及び電球等の使用については、各自にて延長コード等で対応してください。

(3) 水道関係

瓦田浄水場駐車場には、給水（蛇口）はありません。

大文字公園内または、すこやか交流プラザ前の手洗い場をご利用ください。

6. 販売品目について

(1) 販売品目の変更不可

申込用紙提出後の販売品目の変更はできません。

(2) 保健所発行の許可書提出

飲食関係出店者は、必ず保健所へ申請または届出を行い（詳しくは保健所へご確認ください）、**定められた日までに写しを申し込み先へ提出してください。**

(3) 販売禁止の商品

①ラムネ（ビンの中のビー玉を取り出すためにビンを割るおそれがある）

②他の来場者に危害を加えるおそれがある飛び道具玩具等（BB弾ピストル、弓矢、手投げ飛行機・ロケット、など玩具本体や付属品等が使用者の手を離れる玩具）

(4) アルコール類の販売注意事項

①アルコール類を販売される方は、未成年者、ドライバーへの販売を絶対にしないようにしてください。

②未開封の缶やびんの酒類を販売する行為は、酒税法上の販売業免許が必要となります。**カップ等に注ぐか、蓋を開けてお渡しください。**

7. 火気（ガソリン、プロパンガス等）の使用について

(1) 火器使用機器

出店申込時に申請した火気使用機器以外の使用はできません。

(2) 耐熱・不燃対策

火気使用店舗は、耐熱・不燃対策を十分に施してください。

(3) 消火器の配置

火気を取り扱う出店者は、業務用消火器（使用期限内のもの）を配置してください。（使用期限内の消火器で、家庭用消火器は不可）

(4) 消防署会場巡回

9月23日（土）の開催前に、春日・大野城・那珂川消防署による火気使用機器、消火器の確認があります。消防署職員の指導を受けた出店者は、改善ができるまで営業不可となります。

(5) 火気取り扱い店舗の火災予防自主点検

添付資料「露店等の火災予防自主点検表」に基づき、出店日両日とも自主点検を行ってください。

8. 電気の使用について

(1) 通電時間

土曜日：10時00分 ～ 21時00分

日曜日：10時00分 ～ 20時00分

(2) 使用電気容量

- ① 1コンセントあたり 100V/1,500W とし、100ボルトの器具で電気容量の上限は合計 1,500W です。

電気容量の合計が 1,500W を超える場合、使用電力に応じて追加料金が発生します。

出店申込時に申し込みされた電気器具は出店許可証に表示します。表示以外の電気器具は使用できません。表示以外の電気を使用されると公園内全てのテントが停電する原因となりますので、固く禁止します。

- ② 電気容量の合計が 1,500W を超える場合の追加料金

《電気追加料金表》

～100v/1,500w	1コンセント	➔	追加料金なし
1,501w～3,000w	2コンセント	➔	1,000円/日
3,001w～4,500w	3コンセント	➔	1,500円/日
4,501w～6,000w	4コンセント	➔	2,000円/日
	24時間通電	➔	2,000円

(例) 3,500W の場合

運営協力金(20,000円) + 電気追加料金(3,000円) + 24時間通電(2,000円) = 25,000円

9. 会場設営について

(1) 会場設営日 (予定)

大文字公園会場 9月21日(木)にテント等会場設営、電気工事等を行います。

(2) 出店者の商品・備品の搬入日時

9月23日(土) 8時00分 ～ 10時30分

9月24日(日) 8時00分 ～ 10時30分

(3) 出店者の商品・備品の搬出日時

9月23日(土) 21時00分 ～ 22時00分

9月24日(日) 21時00分 ～ 23時00分

- ① 両日とも春日警察署による交通規制の解除後、車両の通行が可能です。

また、一方通行規制がかかりますので、詳細は、別添資料(交通規制図)をご確認ください。

- ② 営業時間終了後(土曜日：20時00分、日曜日：20時00分)から10分間ほど観客の帰宅を促す為消灯します。搬出の準備をしてください。

10. 商品や備品の搬入・搬出に係る注意事項

- (1) 会場内への車両進入
出店準備の搬入・搬出及びまつり終了後の搬出時の混雑緩和の為、会場への進入道路の規制（一方通行）をします。
- (2) 車両の通行においては、春日警察署、まつり委員会、警備担当者などの指示に必ず従ってください。
- (3) まつり委員会発行の『駐車券・通行許可証』を所持していない車両は会場等に入れません。
- (4) 交通規制（車両進入禁止など）中の商品及び備品の搬入・搬出は、台車等を使用してください。
- (5) 商品の盗難等には十分に注意をしてください。
夜間に置いている備品については補償しません。

11. 出店者の駐車場について

- (1) 場所 大野小学校運動場
- (2) 駐車可能時間
土曜日：8時00分 ～ 22時00分
日曜日：8時00分 ～ 22時00分
※22時に校門を施錠しますので、時間前の移動にご協力をお願いします。
- (3) 駐車場に係る注意事項
 - ①まつり委員会発行の駐車券を、ダッシュボードなど見えやすい位置に掲示した車両のみ駐車出来ます。
 - ②駐車券が無い車両、駐車可能時間外の駐車車両はレッカー移動を行います。（移動費用は所有者へ請求します）
 - ③1出店者につき駐車券を1枚発行します。（駐車券の再発行は理由を問わずいたしません）
 - ④上記の駐車可能時間以外は閉門・施錠します。（駐車券は、通行許可証兼用です）

12. ごみ処理・会場清掃について

- (1) ゴミ処理
 - ①大野城市指定事業所用ゴミ袋（本部で販売しています）に入れたゴミに限り、**ゴミステーション**（すこやか交流プラザ前駐車場）に捨てることができます。
 - ②廃油や残液等は出店者が持ち帰って処理し、側溝などに絶対に廃棄しないでください。
 - ③段ボールは捨てることできませんのでお持ち帰りください。

- ④冷却用の氷や氷水を公園内や河川敷に、絶対に廃棄しないでください。
- (2) 会場清掃
- ①清掃用具（ほうき・ちり取り等）及びゴミ袋は各自で必ず準備してください。
- ②まつり開催中は、常に出店周辺の美化に努めてください。清掃は自店の範囲に限らず、店の周囲まで注意してゴミを残さないように植え込み等の中も清掃してください。
- ③清掃後は、本部テントに報告し、確認を受けてから帰ってください。
- 未報告で撤収した場合は、次年度以降の出店をお断りします。**

13. 免責

- (1) まつり期間における食中毒、火気使用による火傷等の怪我、出店に伴う全ての事故については、当委員会では一切の責任を負いません。各自、第三者への損失補償に備えてください。
- (2) 資機材等の搬入・搬出時の車両事故、機器・商品等の紛失・盗難・破損等があった場合でも当委員会では一切の責任を負いません。必要に応じて各自保険へ加入するなどの処置を行ってください。
- (3) 出店にあたって当委員会が提供した会場内の資機材等に損傷を及ぼした場合は、当委員会の指定する賠償金をお支払いいただきます。
- (4) 中止等になった事による派生的・付随的・間接的損害（仕入れ費用等）につきましても、当委員会では一切の責任を負いません。

14. 遵守事項

- (1) **名義貸しの禁止**
他人の商号または名義を借りての出店を固く禁じます。
- (2) 出店代表者の常駐
出店代表者は、営業時間中は会場内に常駐してください。
- (3) 出店許可証の掲示
出店許可証は、申込時の提出書類をもとに出店許可証を作成し、9月22日(金)にテントの軒先に掲示します。出店許可証には、事業所名・販売品目・使用電気器具及び容量、使用火気等が記載されていますので、まつり期間中は許可証を取り外さないでください。**出店許可証の表示以外の品目の販売や表示以外の機器、器具の使用はできません。当委員会は、出店許可証の表示以外の品目を販売していた場合、即座に出店資格を停止します。**
- (4) 名札の着用
販売員は、必ず名札（事業所名・事業所住所を明記）を各自でご準備し、着用ください。

(5) 販売員の飲酒の禁止

販売員の飲酒は固く禁じます。

(6) 喫煙（電子タバコを含む）場所の遵守

喫煙場所（すこやか交流プラザ前駐車場内設置）以外での喫煙を固く禁じます。

(7) 迷惑行為・威圧的行為の禁止

①来場者や他の出店者に迷惑をかける行為は固く禁じます。

②来場者や他の出店者に威圧感を与える言動や態度は固く禁じます。

③入れ墨その他これに類する外観を有するものは、他者の目に触れないようにしてください。

(8) 出店ルールの遵守等

出店要項・誓約書の定めのほか、当委員会や警察官等の指示に従わない際は、営業を中止し、退店を命じます。また、今後の「おおの山城大文字まつり」への出店を禁じます。

(9) 警察署への照会

出店者は、出店に関してまつり委員会に提出した書類の情報を、大野城市暴力団排除条例の趣旨に基づき警察署への照会に応ずることとします。

15. その他

(1) 中止・時間変更等

気象状況及び自然災害等の突発的事由の影響により、中止又はまつり開催時間の変更等決定した場合は、早急に各出店代表者へ連絡します。

≪問い合わせ先≫

(一社)大野城市にぎわいづくり協議会

〒816-0932 大野城市瓦田 2 - 6 - 12 大野城市商工会館 3 階

TEL 092-558-1303

FAX 092-558-1304

E:mail onojonigiwai@onojo-nigiwai.net

≪出店料振込先≫

西日本シティ銀行 白木原支店 普通 3040273 ※振込み期限 8/22

または

8/22 出店者説明会にて直接支払い

露店等の火災予防自主点検表

【消火器】

- 消火器は、取り出しやすい場所に設置しており、正しい使い方を知っている。
- 消火器は、製造者の定める耐用年数以内であり、変形やサビがあるものは使用していない。

(変形、サビがある場合は破裂事故のおそれがあります。)

【火気器具】

- コンロなどの火気器具の近くに燃えやすいものを置いていない。
- コンロなどの火気器具は、安定した不燃性の台に置いている。
- コンロなどの火気器具を使用している時は、みだりにその場から離れない。

【プロパンガス】

- ボンベは、火気から離し、日光が直接当たらない場所に置いている。
- ガスホースは、ひび割れ等の劣化のない専用のものを使用している。
- ガスホースと器具の取付け部分は、ホースバンド等でしっかりと止めている。

【カセットコンロ】

- カセットボンベは、しっかりと確実に装着している。
- カセットボンベ装着部分を覆うような調理器具やコンロを2台以上並べての使用をしていない。

(カセットボンベが過熱され、爆発のおそれがあります。)

【ガソリン】

- ガソリン容器は、消防法令に適合した金属製容器のものを使用している。
- ガソリン容器は、火気から離れた日光が直接当たらない場所に保管している。
- ガソリン容器のキャップを開ける前は、必ず安全な場所で圧力を抜いて行う。
- ガソリンを取り扱う場合は、観客等と十分に離れ、火の気のない場所で行う。

【携帯発電機】

- 途中で給油しなくて良いように、使用前に燃料を十分に補給している。
- やむを得ず、燃料を給油するときは、必ず運転を止めてから行う。

【照明器具・電気配線】

- たこ足配線はせず、許容電流を守って使用している。
- 水のかかる場所で使用する電気器具は、防水型を使用している。
- 可燃物のそばで照明器具を用いる場合は、当該照明器具の熱により可燃物が高温になることがないように十分配慮する。
- 照明器具の充電部分は、露出して使用しないこと。
- 照明器具又は配線は動揺したり脱落したりするおそれがないように取り付けるとともに過度の荷重、張力が加わらないようにすること。

【放火防止対策】 (2日以上連続して露店を開設する場合)

- 夜間等で無人になるときは、ボンベその他の燃料を置いたままにしない。
- 段ボールなど燃えやすいものを置いたままにしない。

【喫煙】

- 会場内での喫煙は、所定の喫煙所のみで行っている。

【その他】

- 消毒用アルコールを火気の付近に置かない。また、火気の付近で使用しない。

— おおの山城大文字まつり委員会 —

春日・大野城・那珂川消防署 本署 092-584-1191

東出張所 092-504-7119 西出張所 092-952-6000

南出張所 092-595-0119 北出張所 092-589-0119